

平成28年度 都道府県及び生活習慣病検診等管理指導協議会（各がん部会）の活動状況調査

調査1 精度管理指標の把握状況に関する調査

1. 受診者の把握		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
肺がん検診では、全項目で「胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者」別に把握・集計できていれば○		集団	集団	集団	集団	集団
1	(1) 平成28年度の対象者数（推計を含む）を把握しましたか （胃がん検診では、胃部内視鏡/胃エックス線検査両方の対象者数を把握した場合のみ○）	×	×	×	×	×
2	(2) 平成27年度の受診者数を把握しましたか	○	○	○	○	○
3	(2-1) 平成27年度の受診者数（率）を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
4	(2-2) 平成27年度の受診者数（率）を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
5	(2-3) 平成27年度の受診者数を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	○
6	(2-4) 平成27年度の受診者数を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか	×	×	×	×	×

2. 要精検率の把握		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
肺がん検診では、全項目で「胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者」別に把握・集計できていれば○		集団	集団	集団	集団	集団
7	(1) 平成27年度の要精検率を把握しましたか	○	○	○	○	○
8	(1-1) 平成27年度の要精検率を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
9	(1-2) 平成27年度の要精検率を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
10	(1-3) 平成27年度の要精検率を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	○
11	(1-4) 平成27年度の要精検率を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか	×	×	×	×	×

3. 精検受診率の把握		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
肺がん検診では、全項目で「胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者」別に把握・集計できていれば○		集団	集団	集団	集団	集団
12	(1) 平成27年度の精検受診率を把握しましたか	○	○	○	○	○
13	(1-1) 平成27年度の精検受診率を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
14	(1-2) 平成27年度の精検受診率を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
15	(1-3) 平成27年度の精検受診率を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	○
16	(1-4) 平成27年度の精検受診率を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか	×	×	×	×	×
17	(2) 平成27年度の精検未把握率を把握しましたか 解説：未把握は、精検受診の有無が分からないもの、及び(精検受診したとしても)精検結果が正確に分からないもの全て	×	×	×	×	×

4. 精密検査結果の把握 肺がん検診では、全項目で「胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者」別に把握・集計できていれば○		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
		集団	集団	集団	集団	集団
18	(1) 平成27年度のがん発見率を把握しましたか	○	○	○	○	○
19	(1-1) 平成27年度のがん発見率を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
20	(1-2) 平成27年度のがん発見率を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
21	(1-3) 平成27年度のがん発見率を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	○
22	(1-4) 平成27年度のがん発見率を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか	×	×	×	×	×
23	(1-5) 平成27年度のがん発見率を検診方法別（マンモグラフィ単独/視触診・マンモグラフィ併用）に集計しましたか	△	△	△	○	△
24	(2) 平成27年度の原発がんに対する早期がん割合を把握しましたか 解説：肺がんでは、臨床病期Ⅰ期がん割合、乳がんでは臨床病期Ⅰ期までのがん割合	×	×	×	×	△
25	(2-1) 平成27年度の早期がん割合を性別・年齢階級別に集計しましたか	×	×	×	×	△
26	(2-2) 平成27年度の早期がん割合を市区町村別に集計しましたか	×	×	×	×	△
27	(2-3) 平成27年度の早期がん割合を検診機関別に集計しましたか	×	×	×	×	△
28	(2-4) 平成27年度の早期がん割合を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか	×	×	×	×	△
29	(2-5) 平成27年度の早期がん割合を検診方法別（マンモグラフィ単独/視触診・マンモグラフィ併用）に集計しましたか	△	△	△	×	△
30	(3) 平成27年度の粘膜内がん（胃がん、大腸がん）・非浸潤がん（乳がん）を区別しましたか	○	○	△	×	△
31	(4) （子宮頸がん検診）平成28年度の上皮内病変（CINなど）数を区分毎に集計しましたか 解説：病変は①～④の区分毎に分けて集計すること ① CIN3または上皮内腺がん(AIS)の数 ② CIN2の数 ③ CIN1の数 ④ 腺異形成の数	△	△	△	△	○
32	(4-1) （子宮頸がん検診）平成27年度の上皮内病変（CINなど）数を年齢階級別に集計しましたか	△	△	△	△	○
33	(4-2) （子宮頸がん検診）平成27年度の上皮内病変（CINなど）数を市区町村別に集計しましたか	△	△	△	△	○
34	(4-3) （子宮頸がん検診）平成27年度の上皮内病変（CINなど）数を検診機関別に集計しましたか	△	△	△	△	○
35	(4-4) （子宮頸がん検診）平成27年度の上皮内病変（CINなど）数を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか	△	△	△	△	×
36	(5) （子宮頸がん検診）平成27年度の発見がんに対する微小浸潤がん割合を把握しましたか 解説：微小浸潤がんは病期Ⅰa1及びⅠa2期のもの	△	△	△	△	○
37	(5-1) （子宮頸がん検診）平成27年度の微小浸潤がん割合を年齢階級別に集計しましたか	△	△	△	△	○
38	(5-2) （子宮頸がん検診）平成27年度の微小浸潤がん割合を市区町村別に集計しましたか	△	△	△	△	○
39	(5-3) （子宮頸がん検診）平成27年度の微小浸潤がん割合を検診機関別に集計しましたか	△	△	△	△	○
40	(5-4) （子宮頸がん検診）平成27年度の微小浸潤がん割合を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか	△	△	△	△	×
41	(6) 平成27年度の陽性反応適中度を把握しましたか	○	○	○	○	○
42	(6-1) 平成27年度の陽性反応適中度を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
43	(6-2) 平成27年度の陽性反応適中度を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
44	(6-3) 平成27年度の陽性反応適中度を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	○
45	(6-4) 平成27年度の陽性反応適中度を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか	×	×	×	×	×
46	(6-5) 平成27年度の陽性反応適中度を検診方法別（マンモグラフィ単独/視触診・マンモグラフィ併用）に集計しましたか	△	△	△	○	△
47	(7) 平成27年度の発見がんについて追跡調査を実施しましたか	○	○	○	○	×
48	(7-1) 平成27年度の発見がんの追跡所見・病理所見について把握しましたか	○	○	○	○	×
49	(7-2) 平成27年度の発見がんの予後調査（生存率・死亡率の分析など）を実施しましたか 解説：この項目は、現在のがん部会の体制では容易でない都道府県も多いが、がん検診の精度管理という点から言えば本来は必要である	×	×	×	×	×

5. 偽陰性例（がん）の把握 検診の実施年度は問いません		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
以下の項目は、現在のがん部会の体制では容易でない都道府県が多いが、がん検診の精度管理という点から言えば本来は必要である						
50	(1) (受診者の追跡調査や地域がん登録等により) 検診受診後の偽陰性例を把握しましたか 解説: 検診受診時には陰性であったが、その後次回の検診までに、検診以外で発見されたがん(基本的には1年未満に発見された胃がん・大腸がん・肺がん、2年未満に発見された乳がん・子宮頸がん)	×	×	×	×	×
51	(2) 偽陰性例の把握のために、地域がん登録のデータを活用しましたか	×	×	×	×	×
52	(3) 検診受診後1年以上経過してから発見された胃がん・大腸がん・肺がん、2年以上経過してから発見された乳がん、子宮頸がんを把握しましたか 解説: 住民検診受診後、規定された次回の検診(基本的には、胃・大腸・肺がん検診は1年後、乳・子宮頸がん検診は2年後)を受けずに、検診以外で発見されたがん	×	×	×	×	×

6. 不利益の調査 検診の実施年度は問いません		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
以下4項目は次のような方法によって把握が可能である						
<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の「偶発症の有無別人数」欄に全ての市区町村のデータを集計している 「主要な医療機関(検診や、精密検査を担当する機関)に、検診対象者の検査・治療における偶発症を報告してもらうための依頼文書注2)を送付し、その後報告されたものを集計している 						
53	(1) 検診受診後6ヶ月(1年)以内の死亡者を把握しましたか 解説: 検査あるいは治療での偶発症によるもの。ただし、原疾患の悪化によるものは除く	○	×	×	×	×
54	(2) 精密検査による偶発症を把握しましたか	×	×	×	×	×
55	(2-1) 消化管穿孔例(胃がん)、腸管穿孔例(大腸がん)、精密検査に伴う気胸や感染症(肺がん)、治療が必要な中等度以上の出血例(乳がん・子宮頸がん)を把握しましたか	×	×	×	×	×
56	(2-2) その他の重要な偶発症を把握しましたか 解説: 入院治療を要するもの(例:前投薬起因性ショック、輸血や手術を要する程度の消化管出血、腹膜炎(胃がん、大腸がん)、経皮的肺穿刺や気管支生検による多量出血(肺がん)、検査後の骨盤内感染症(子宮頸がん)、穿刺吸引細胞診や針生検による感染症(乳がん)等)	×	×	×	×	×

注1) 初回受診者及び非初回受診者等の受診歴別: 初回受診者の定義は、過去3年に受診歴がない者(胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん)、前年に受診歴がない者(肺がん)

注2) 依頼文書の雛型は「自治体のためのがん検診精度管理支援のページ」<http://nxc.jp/nccscr-commu/>に掲載しています

平成28年度 都道府県及び生活習慣病検診等管理指導協議会（各がん部会）の活動状況調査

調査2 事業評価の実施状況に関する調査

7. 生活習慣病検診等管理指導協議会の組織・運営 (平成28年度に実施されたことに基づいて回答)		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
57	(1) がん部会は、保健所、医師会、がん検診関連学会に所属する学識経験者、臨床検査技師等の、がん検診に係わる専門家によって構成されています 解説：全ての関係者が揃っているのが望ましいが、少なくとも医師会の参加が無い場合は×とする	○	○	○	○	○
58	(2) がん部会は、市区町村が策定した検診実施計画/検診体制等について、検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会、検診機関、精密検査機関等と調整を行っていましたか	○	○	○	○	○
59	(3) 平成28年度のがん部会を開催しましたか	○	○	○	○	○
60	(4) 年に1回以上、定期的な生活習慣病検診等従事者講習会を開催しましたか 解説：生活習慣病検診等管理指導協議会から委託を受けて外部の機関(例：対がん協会支部など)が行っている場合は○とする	○	○	○	○	○

8. 事業評価に関する検討 (平成28年度に実施されたことに基づいて回答)		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
		集団	集団	集団	集団	集団
61	(1) チェックリスト（平成27年度検診分）に基づく検討を実施しましたか	×	×	×	×	×
62	(1a) (1)はがん部会として実施しましたか (1)が×の場合は回答不要です					
63	(1-1) 個々の市区町村のチェックリスト（平成27年度検診分）について把握・検討しましたか	○	○	○	○	○
64	(1-1a) (1-1)はがん部会として実施しましたか (1-1)が×の場合は回答不要です	×	×	×	×	×
65	(1-2) 個々の検診機関のチェックリスト（平成27年度検診分）について把握・検討しましたか	×	×	×	×	×
66	(1-2a) (1-2)はがん部会として実施しましたか (1-2)が×の場合は回答不要です					
67	(1-3) 都道府県のチェックリスト（平成27年度検診分）について、把握・検討しましたか	○	○	○	○	○
68	(1-3a) (1-3)はがん部会として実施しましたか (1-3)が×の場合は回答不要です	×	×	×	×	×
69	(2) 要精検率等のプロセス指標（平成27年度検診分）に基づく検討を実施しましたか	○	○	○	○	○
70	(2a) (2)はがん部会として実施しましたか (2)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
71	(2-1) プロセス指標（平成27年度検診分）について、全国数値との比較や、各市区町村間、検診機関間でのばらつきの確認等の検証を実施しましたか	○	○	○	○	○
72	(2-1a) (2-1)はがん部会として実施しましたか (2-1)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
73	(2-1-1) 市区町村のプロセス指標（平成27年度検診分）について、各市区町村間でのばらつきの確認等の検証を実施しましたか	○	○	○	○	○
74	(2-1-1a) (2-1-1)はがん部会として実施しましたか (2-1-1)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
75	(2-1-2) 検診機関のプロセス指標（平成27年度検診分）について、各検診機関間でのばらつきの確認等の検証を実施しましたか	○	○	○	○	○
76	(2-1-2a) (2-1-2)はがん部会として実施しましたか (2-1-2)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
77	(2-2) プロセス指標（平成27年度検診分）において問題が認められた市区町村から、聞き取り調査等を実施しましたか ^{注3)}	○	○	○	○	○
78	(2-3) プロセス指標（平成27年度検診分）において問題が認められた検診機関から、聞き取り調査等を実施しましたか ^{注3)}	○	○	○	○	○
79	(3) チェックリスト（平成27年度検診分）やプロセス指標（平成27年度検診分）において問題が認められた検診機関に対して、実地による調査・指導等を実施しましたか ^{注3)} 解説：聞き取り調査だけで十分改善が期待できる場合には、(十分な改善が期待できない場合に実地調査・指導を行う体制ができていれば)実際に実地調査・指導を行ってなくても○とする	○	○	○	○	○
80	(4) 実地調査等により不適正な検診機関が認められた場合には、市区町村に対して委託先の変更を助言するなど、適切に対応しましたか ^{注3)}	対象無し	対象無し	対象無し	対象無し	対象無し

注3) 該当する市区町村、検診機関がなかった場合は「対象なし」

9. 事業評価の結果に基づく指導・助言 (平成28年度に実施されたことに基づいて回答)		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
		集団	集団	集団	集団	集団
81	(1) 事業評価の結果に基づき、指導・助言等を実施しましたか	×	○	△	×	×
82	(1-1) 事業評価の結果を報告書に取りまとめ、市区町村や検診機関に配布しましたか	×	×	×	×	×
83	(1-2) 事業評価の結果について、市区町村や検診機関に対する説明会を開催しましたか	△	△	△	△	△
84	(2) 事業評価の結果に基づき、市区町村や検診機関に対して個別の指導・助言を実施しましたか ^{注4)}	対象無し	○	○	対象無し	対象無し
85	(2-1) チェックリスト遵守度調査で、貴都道府県が設定した評価基準以下の市区町村への指導、助言を実施しましたか ^{注4)}	×	×	×	×	×
86	(2-2) チェックリスト遵守度調査で、貴都道府県が設定した評価基準以下の検診機関への指導、助言を実施しましたか ^{注4)} 解説： 個別検診受託医療機関に関しては、市区町村を介して検診機関に指導が行われていれば○とする(市区町村の指導内容を必ず確認すること)	×	×	×	×	×
87	(2-3) 精検受診率が国の許容値以下(乳がんが80%未満、その他は70%未満)の市区町村への指導、助言を実施しましたか ^{注4)}	×	×	×	×	×
88	(2-4) 精検受診率が国の許容値以下(乳がんが80%未満、その他は70%未満)の検診機関への指導、助言を実施しましたか ^{注4)} 解説： 個別検診受託医療機関に関しては、市区町村を介して検診機関に指導が行われていれば○とする(市区町村の指導内容を必ず確認すること)	×	×	×	×	×

注4) 指導対象の市区町村、検診機関がなかったため指導、助言を実施しなかった場合は「対象なし」

10. 事業評価の結果の公表 (平成28年度に実施されたことに基づいて回答)		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
		集団	集団	集団	集団	集団
89	(1) 何らかの事業評価の結果を、個別の市区町村や検診機関の状況も含めてホームページで公表しましたか 解説： 協議会や、都道府県内部での検討の議事録や、事業評価のために使用した資料の一部など、何らかの内容が公表されていれば○とする	○	○	○	○	○
90	(1a) 上記(1) はがん部会として公表しましたか (1)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
91	(1-1) 市区町村のチェックリスト遵守状況をホームページで公表しましたか(市区町村名は必須です)	×	×	×	×	×
92	(1-1a) 上記(1-1) はがん部会として公表しましたか (1-1)が×の場合は回答不要です					
93	(1-2) 検診機関のチェックリスト遵守状況をホームページで公表しましたか(検診機関名の有無は問いません)	×	×	×	×	×
94	(1-2a) 上記(1-2) は全ての検診機関名を付けて公表しましたか (1-2)が×の場合は回答不要です					
95	(1-2b) 上記(1-2) はがん部会として、検診機関名を付けて公表しましたか (1-2)が×の場合は回答不要です					
96	(1-3) 市区町村のプロセス指標数値をホームページで公表しましたか(市区町村名は必須です)	○	○	○	○	○
97	(1-3a) 上記(1-3) はがん部会として公表しましたか (1-3)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
98	(1-4) 検診機関のプロセス指標数値をホームページで公表しましたか(検診機関名の有無は問いません)	○	○	○	○	○
99	(1-4a) 上記(1-4) は全ての検診機関名を付けて公表しましたか (1-4)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
100	(1-4b) 上記(1-4) はがん部会として、検診機関名を付けて公表しましたか (1-4)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
101	(1-5) チェックリスト遵守度調査で、貴都道府県が設定した評価基準以下の市区町村に対する改善指導内容をホームページで公表しましたか ^{注5)} (指導先の市区町村名は必須です)	×	×	×	×	×
102	(1-5a) 上記(1-5) はがん部会として公表しましたか (1-5)が×の場合は回答不要です					
103	(1-6) チェックリスト遵守度調査で、貴都道府県が設定した評価基準以下の検診機関に対する改善指導内容をホームページで公表しましたか ^{注5)} (指導先の検診機関名は必須です)	×	×	×	×	×
104	(1-6a) 上記(1-6) はがん部会として公表しましたか (1-6)が×の場合は回答不要です					
105	(1-7) 精検受診率が国の許容値以下(乳がんが80%未満、その他は70%未満)の市区町村に対する改善指導内容をホームページで公表しましたか ^{注5)} (指導先の市区町村名は必須です)	×	×	×	×	×
106	(1-7a) 上記(1-7) はがん部会として公表しましたか (1-7)が×の場合は回答不要です					
107	(1-8) 精検受診率が国の許容値以下(乳がんが80%未満、その他は70%未満)の検診機関に対する改善指導内容をホームページで公表しましたか ^{注5)} (指導先の検診機関名は必須です)	×	×	×	×	×
108	(1-8a) 上記(1-8) はがん部会として公表しましたか (1-8)が×の場合は回答不要です					
109	(1-9) 都道府県チェックリストの遵守状況をホームページで公表しましたか	×	×	×	×	×
110	(1-9a) 上記(1-9) はがん部会として公表しましたか (1-9)が×の場合は回答不要です					

注5) 指導対象の市区町村、検診機関がなかったため公表しなかった場合は「対象なし」

平成29年度 都道府県及び生活習慣病検診等管理指導協議会（各がん部会）の活動状況調査

調査1 精度管理指標の把握状況に関する調査

1. 受診者の把握		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
肺がん検診では、全項目で「胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者」別に把握・集計できていれば○		集団	集団	集団	集団	集団
1	(1) 平成29年度の対象者数（推計を含む）を把握しましたか （胃がん検診では、胃部内視鏡/胃エックス線検査両方の対象者数を把握した場合のみ○）	○	○	○	○	○
2	(2) 平成28年度の受診者数を把握しましたか	○	○	○	○	○
3	(2-1) 平成28年度の受診者数（率）を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
4	(2-2) 平成28年度の受診者数（率）を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
5	(2-3) 平成28年度の受診者数を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	○
6	(2-4) 平成28年度の受診者数を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか	×	×	×	×	×
2. 要精検率の把握		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
肺がん検診では、全項目で「胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者」別に把握・集計できていれば○		集団	集団	集団	集団	集団
7	(1) 平成28年度の要精検率を把握しましたか	○	○	○	○	○
8	(1-1) 平成28年度の要精検率を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
9	(1-2) 平成28年度の要精検率を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
10	(1-3) 平成28年度の要精検率を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	○
11	(1-4) 平成28年度の要精検率を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか	×	×	×	×	×
3. 精検受診率の把握		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
肺がん検診では、全項目で「胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者」別に把握・集計できていれば○		集団	集団	集団	集団	集団
12	(1) 平成28年度の精検受診率を把握しましたか	○	○	○	○	○
13	(1-1) 平成28年度の精検受診率を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
14	(1-2) 平成28年度の精検受診率を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
15	(1-3) 平成28年度の精検受診率を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	○
16	(1-4) 平成28年度の精検受診率を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか	×	×	×	×	×
17	(2) 平成28年度の精検未把握率を把握しましたか 解説：未把握は、精検受診の有無が分からないもの、及び(精検受診したとしても)精検結果が正確に分からないもの全て	×	×	×	×	×

4. 精密検査結果の把握 肺がん検診では、全項目で「胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者」別に把握・集計できていれば○		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
		集団	集団	集団	集団	集団
18	(1) 平成28年度のがん発見率を把握しましたか	○	○	○	○	○
19	(1-1) 平成28年度のがん発見率を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
20	(1-2) 平成28年度のがん発見率を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
21	(1-3) 平成28年度のがん発見率を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	○
22	(1-4) 平成28年度のがん発見率を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか	×	×	×	×	×
23	(1-5) 平成28年度のがん発見率を検診方法別（マンモグラフィ単独/視触診・マンモグラフィ併用）に集計しましたか	△	△	△	○	△
24	(2) 平成28年度の原発がんに対する早期がん割合を把握しましたか 解説：肺がんでは、臨床病期Ⅰ期がん割合、乳がんでは臨床病期Ⅰ期までのがん割合	○	○	○	○	△
25	(2-1) 平成28年度の早期がん割合を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	△
26	(2-2) 平成28年度の早期がん割合を市区町村別に集計しましたか	×	×	×	×	△
27	(2-3) 平成28年度の早期がん割合を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	△
28	(2-4) 平成28年度の早期がん割合を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか	×	×	×	×	△
29	(2-5) 平成28年度の早期がん割合を検診方法別（マンモグラフィ単独/視触診・マンモグラフィ併用）に集計しましたか	△	△	△	△	△
30	(3) 平成28年度の粘膜内がん（胃がん、大腸がん）・非浸潤がん（乳がん）を区別しましたか	○	○	△	○	△
31	(4) （子宮頸がん検診）平成28年度の上皮内病変（CINなど）数を区分毎に集計しましたか 解説：病変は①～④の区分毎に分けて集計すること ① CIN3または上皮内腺がん(AIS)の数 ② CIN2の数 ③ CIN1の数 ④ 腺異形成の数	△	△	△	△	○
32	(4-1) （子宮頸がん検診）平成28年度の上皮内病変（CINなど）数を年齢階級別に集計しましたか	△	△	△	△	○
33	(4-2) （子宮頸がん検診）平成28年度の上皮内病変（CINなど）数を市区町村別に集計しましたか	△	△	△	△	○
34	(4-3) （子宮頸がん検診）平成28年度の上皮内病変（CINなど）数を検診機関別に集計しましたか	△	△	△	△	○
35	(4-4) （子宮頸がん検診）平成28年度の上皮内病変（CINなど）数を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか	△	△	△	△	×
36	(5) （子宮頸がん検診）平成28年度の発見がんに対する微小浸潤がん割合を把握しましたか 解説：微小浸潤がんは病期Ⅰa1及びⅠa2期のもの	△	△	△	△	○
37	(5-1) （子宮頸がん検診）平成28年度の微小浸潤がん割合を年齢階級別に集計しましたか	△	△	△	△	○
38	(5-2) （子宮頸がん検診）平成28年度の微小浸潤がん割合を市区町村別に集計しましたか	△	△	△	△	○
39	(5-3) （子宮頸がん検診）平成28年度の微小浸潤がん割合を検診機関別に集計しましたか	△	△	△	△	○
40	(5-4) （子宮頸がん検診）平成28年度の微小浸潤がん割合を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか	△	△	△	△	×
41	(6) 平成28年度の陽性反応適中度を把握しましたか	○	○	○	○	○
42	(6-1) 平成28年度の陽性反応適中度を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
43	(6-2) 平成28年度の陽性反応適中度を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
44	(6-3) 平成28年度の陽性反応適中度を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	○
45	(6-4) 平成28年度の陽性反応適中度を検診受診歴別 ^{注1)} に集計しましたか	×	×	×	×	×
46	(6-5) 平成28年度の陽性反応適中度を検診方法別（マンモグラフィ単独/視触診・マンモグラフィ併用）に集計しましたか	△	△	△	○	△
47	(7) 平成28年度の発見がんについて追跡調査を実施しましたか	○	○	○	○	×
48	(7-1) 平成28年度の発見がんの追跡所見・病理所見について把握しましたか	○	○	○	○	×
49	(7-2) 平成28年度の発見がんの予後調査（生存率・死亡率の分析など）を実施しましたか 解説：この項目は、現在のがん部会の体制では容易でない都道府県も多いが、がん検診の精度管理という点から言えば本来は必要である	×	×	×	×	×

5. 偽陰性例（がん）の把握 検診の実施年度は問いません		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
以下の項目は、現在のがん部会の体制では容易でない都道府県が多いが、がん検診の精度管理という点から言えば本来は必要である						
50	(1) (受診者の追跡調査や地域がん登録等により) 検診受診後の偽陰性例を把握しましたか 解説: 検診受診時には陰性であったが、その後次回の検診までに、検診以外で発見されたがん(基本的には1年未満に発見された胃がん・大腸がん・肺がん、2年未満に発見された乳がん・子宮頸がん)	×	×	×	×	×
51	(2) 偽陰性例の把握のために、地域がん登録のデータを活用しましたか	×	×	×	×	×
52	(3) 検診受診後1年以上経過してから発見された胃がん・大腸がん・肺がん、2年以上経過してから発見された乳がん、子宮頸がんを把握しましたか 解説: 住民検診受診後、規定された次回の検診(基本的には、胃・大腸・肺がん検診は1年後、乳・子宮頸がん検診は2年後)を受けずに、検診以外で発見されたがん	×	×	×	×	×

6. 不利益の調査 検診の実施年度は問いません		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
以下4項目は次のような方法によって把握が可能である						
<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の「偶発症の有無別人数」欄に全ての市区町村のデータを集計している 「主要な医療機関(検診や、精密検査を担当する機関)に、検診対象者の検査・治療における偶発症を報告してもらうための依頼文書注2)を送付し、その後報告されたものを集計している 						
53	(1) 検診受診後6ヶ月(1年)以内の死亡者を把握しましたか 解説: 検査あるいは治療での偶発症によるもの。ただし、原疾患の悪化によるものは除く	×	×	×	×	×
54	(2) 精密検査による偶発症を把握しましたか	×	×	×	×	×
55	(2-1) 消化管穿孔例(胃がん)、腸管穿孔例(大腸がん)、精密検査に伴う気胸や感染症(肺がん)、治療が必要な中等度以上の出血例(乳がん・子宮頸がん)を把握しましたか	×	×	×	×	×
56	(2-2) その他の重要な偶発症を把握しましたか 解説: 入院治療を要するもの(例:前投薬起因性ショック、輸血や手術を要する程度の消化管出血、腹膜炎(胃がん、大腸がん)、経皮的肺穿刺や気管支生検による多量出血(肺がん)、検査後の骨盤内感染症(子宮頸がん)、穿刺吸引細胞診や針生検による感染症(乳がん)等)	×	×	×	×	×

注1) 初回受診者及び非初回受診者等の受診歴別: 初回受診者の定義は、過去3年に受診歴がない者(胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん)、前年に受診歴がない者(肺がん)

注2) 依頼文書の雛型は「自治体のためのがん検診精度管理支援のページ」<http://nxc.jp/nccscr-commu/>に掲載しています

平成29年度 都道府県及び生活習慣病検診等管理指導協議会（各がん部会）の活動状況調査

調査2 事業評価の実施状況に関する調査

7. 生活習慣病検診等管理指導協議会の組織・運営 (平成29年度に実施されたことに基づいて回答)		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
57	(1) がん部会は、保健所、医師会、がん検診関連学会に所属する学識経験者、臨床検査技師等の、がん検診に係わる専門家によって構成されています 解説：全ての関係者が揃っているのが望ましいが、少なくとも医師会の参加が無い場合は×とする	○	○	○	○	○
58	(2) がん部会は、市区町村が策定した検診実施計画/検診体制等について、検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会、検診機関、精密検査機関等と調整を行っていましたか	○	○	○	○	○
59	(3) 平成29年度のがん部会を開催しましたか	○	○	○	○	○
60	(4) 年に1回以上、定期的な生活習慣病検診等従事者講習会を開催しましたか 解説：生活習慣病検診等管理指導協議会から委託を受けて外部の機関(例：対がん協会支部など)が行っている場合は○とする	○	○	○	○	○

8. 事業評価に関する検討 (平成29年度に実施されたことに基づいて回答)		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
		集団	集団	集団	集団	集団
61	(1) チェックリスト（平成28年度検診分）に基づく検討を実施しましたか	○	○	○	○	○
62	(1a) (1)はがん部会として実施しましたか (1)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
63	(1-1) 個々の市区町村のチェックリスト（平成28年度検診分）について把握・検討しましたか	○	○	○	○	○
64	(1-1a) (1-1)はがん部会として実施しましたか (1-1)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
65	(1-2) 個々の検診機関のチェックリスト（平成28年度検診分）について把握・検討しましたか	○	○	○	○	○
66	(1-2a) (1-2)はがん部会として実施しましたか (1-2)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
67	(1-3) 都道府県のチェックリスト（平成28年度検診分）について、把握・検討しましたか	○	○	○	○	○
68	(1-3a) (1-3)はがん部会として実施しましたか (1-3)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
69	(2) 要精検率等のプロセス指標（平成28年度検診分）に基づく検討を実施しましたか	○	○	○	○	○
70	(2a) (2)はがん部会として実施しましたか (2)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
71	(2-1) プロセス指標（平成28年度検診分）について、全国数値との比較や、各市区町村間、検診機関間でのばらつきの確認等の検証を実施しましたか	○	○	○	○	○
72	(2-1a) (2-1)はがん部会として実施しましたか (2-1)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
73	(2-1-1) 市区町村のプロセス指標（平成28年度検診分）について、各市区町村間でのばらつきの確認等の検証を実施しましたか	○	○	○	○	○
74	(2-1-1a) (2-1-1)はがん部会として実施しましたか (2-1-1)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
75	(2-1-2) 検診機関のプロセス指標（平成28年度検診分）について、各検診機関間でのばらつきの確認等の検証を実施しましたか	○	○	○	○	○
76	(2-1-2a) (2-1-2)はがん部会として実施しましたか (2-1-2)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
77	(2-2) プロセス指標（平成28年度検診分）において問題が認められた市区町村から、聞き取り調査等を実施しましたか ^{注3)}	○	○	○	○	○
78	(2-3) プロセス指標（平成28年度検診分）において問題が認められた検診機関から、聞き取り調査等を実施しましたか ^{注3)}	○	○	○	○	○
79	(3) チェックリスト（平成28年度検診分）やプロセス指標（平成28年度検診分）において問題が認められた検診機関に対して、実地による調査・指導等を実施しましたか ^{注3)} 解説：聞き取り調査だけで十分改善が期待できる場合には、(十分な改善が期待できない場合に実地調査・指導を行う体制ができていれば)実際に実地調査・指導を行ってなくても○とする	○	○	○	○	○
80	(4) 実地調査等により不適正な検診機関が認められた場合には、市区町村に対して委託先の変更を助言するなど、適切に対応しましたか ^{注3)}	○	○	○	○	○

注3) 該当する市区町村、検診機関がなかった場合は「対象なし」

9. 事業評価の結果に基づく指導・助言 (平成28年度に実施されたことに基づいて回答)		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
		集団	集団	集団	集団	集団
81	(1) 事業評価の結果に基づき、指導・助言等を実施しましたか	○	○	○	○	○
82	(1-1) 事業評価の結果を報告書に取りまとめ、市区町村や検診機関に配布しましたか	○	○	○	○	○
83	(1-2) 事業評価の結果について、市区町村や検診機関に対する説明会を開催しましたか	○	○	○	○	○
84	(2) 事業評価の結果に基づき、市区町村や検診機関に対して個別の指導・助言を実施しましたか ^{注4)}	○	○	○	○	○
85	(2-1) チェックリスト遵守度調査で、貴都道府県が設定した評価基準以下の市区町村への指導、助言を実施しましたか ^{注4)}	○	○	○	○	○
86	(2-2) チェックリスト遵守度調査で、貴都道府県が設定した評価基準以下の検診機関への指導、助言を実施しましたか ^{注4)} 解説： 個別検診受託医療機関に関しては、市区町村を介して検診機関に指導が行われていれば○とする(市区町村の指導内容を必ず確認すること)	○	○	○	○	○
87	(2-3) 精検受診率が国の許容値以下(乳がんが80%未満、その他は70%未満)の市区町村への指導、助言を実施しましたか ^{注4)}	○	○	○	○	○
88	(2-4) 精検受診率が国の許容値以下(乳がんが80%未満、その他は70%未満)の検診機関への指導、助言を実施しましたか ^{注4)} 解説： 個別検診受託医療機関に関しては、市区町村を介して検診機関に指導が行われていれば○とする(市区町村の指導内容を必ず確認すること)	○	○	○	○	○

注4) 指導対象の市区町村、検診機関がなかったため指導、助言を実施しなかった場合は「対象なし」

10. 事業評価の結果の公表 (平成29年度に実施されたことに基づいて回答)		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
		集団	集団	集団	集団	集団
89	(1) 何らかの事業評価の結果を、個別の市区町村や検診機関の状況も含めてホームページで公表しましたか 解説： 協議会や、都道府県内部での検討の議事録や、事業評価のために使用した資料の一部など、何らかの内容が公表されていれば○とする	○	○	○	○	○
90	(1a) 上記(1) はがん部会として公表しましたか (1)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
91	(1-1) 市区町村のチェックリスト遵守状況をホームページで公表しましたか(市区町村名は必須です)	○	○	○	○	○
92	(1-1a) 上記(1-1) はがん部会として公表しましたか (1-1)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
93	(1-2) 検診機関のチェックリスト遵守状況をホームページで公表しましたか(検診機関名の有無は問いません)	○	○	○	○	○
94	(1-2a) 上記(1-2) は全ての検診機関名を付けて公表しましたか (1-2)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
95	(1-2b) 上記(1-2) はがん部会として、検診機関名を付けて公表しましたか (1-2)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
96	(1-3) 市区町村のプロセス指標数値をホームページで公表しましたか(市区町村名は必須です)	○	○	○	○	○
97	(1-3a) 上記(1-3) はがん部会として公表しましたか (1-3)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
98	(1-4) 検診機関のプロセス指標数値をホームページで公表しましたか(検診機関名の有無は問いません)	○	○	○	○	○
99	(1-4a) 上記(1-4) は全ての検診機関名を付けて公表しましたか (1-4)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
100	(1-4b) 上記(1-4) はがん部会として、検診機関名を付けて公表しましたか (1-4)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
101	(1-5) チェックリスト遵守度調査で、貴都道府県が設定した評価基準以下の市区町村に対する改善指導内容をホームページで公表しましたか ^{注5)} (指導先の市区町村名は必須です)	○	○	○	○	○
102	(1-5a) 上記(1-5) はがん部会として公表しましたか (1-5)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
103	(1-6) チェックリスト遵守度調査で、貴都道府県が設定した評価基準以下の検診機関に対する改善指導内容をホームページで公表しましたか ^{注5)} (指導先の検診機関名は必須です)	○	○	○	○	○
104	(1-6a) 上記(1-6) はがん部会として公表しましたか (1-6)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
105	(1-7) 精検受診率が国の許容値以下(乳がんが80%未満、その他は70%未満)の市区町村に対する改善指導内容をホームページで公表しましたか ^{注5)} (指導先の市区町村名は必須です)	○	○	○	○	○
106	(1-7a) 上記(1-7) はがん部会として公表しましたか (1-7)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
107	(1-8) 精検受診率が国の許容値以下(乳がんが80%未満、その他は70%未満)の検診機関に対する改善指導内容をホームページで公表しましたか ^{注5)} (指導先の検診機関名は必須です)	○	○	○	○	○
108	(1-8a) 上記(1-8) はがん部会として公表しましたか (1-8)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
109	(1-9) 都道府県チェックリストの遵守状況をホームページで公表しましたか	○	○	○	○	○
110	(1-9a) 上記(1-9) はがん部会として公表しましたか (1-9)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○

注5) 指導対象の市区町村、検診機関がなかったため公表しなかった場合は「対象なし」

山形県健康診査実施要領の改正について（素案）

1 山形県健康診査実施要領の改正概要

以下の 8 項目を改正する。

No.	項目	改正内容（案）
1	2 胃がん検診(4)実施体制 ア 胃部エックス線検査	撮影枚数を「8枚」と修正
2	3 子宮がん検診 (3) 検診間隔	「なお、検診体制が整備され、実施可能な場合にはついては年1回検診を実施することができる」と修正
3	4 肺がん検診 (4) 結果の通知等	「28日以内」と修正
4	7 総合健診 (1) 対象者	「節目検診として実施する」と修正
5	二 実施手続きについて 1 (2) 医師の届出 2 実施計画の策定について	現状に合わせて見直し ・医師の届出のかかる規定を削除 ・保健所に実施計画書を提出する規定を削除
6	別紙1 判定基準	e-GFR、non-HDL コレステロールの基準値を追加。 眼底に改変Davisを追加
7	回報書	糖尿病等の回報書を追加 また、健診結果連絡票と回報書を左右に1枚とし、様式番号等を整理
8	主治医あて連絡票	「連絡票の交付に当たっては、受診者本人にその内容が知れないように留意する」を削除

2 がん検診にかかる報告

「山形県健康診査実施要領による報告」と「地域保健・健康増進事業報告」の一本化

第7次山形県保健医療計画地域編で「山形県健康診査実施要領」による集計結果を数値目標としていることや市町村からの意見を踏まえ、地域保健・健康増進事業報告への1本化については今回見送る。

第8次山形県保健医療計画がスタートする平成36年度(平成35年度実績報告)からすることとし、それに合わせて回報書など必要な様式も見直す。

[見直しのスケジュール（案）]

平成33年度まで	関係者と相談の上県側の修正案を検討
平成34年度	○県医師会の各種がん検診委員会や山形県生活習慣病健診等管理指導協議会での検討 ○結果を市町村や検診機関等に通知
平成35年度	検診機関や市町村等で必要なシステム改修 (県では第8次保健医療計画策定年)
平成36年度	地域保健・健康増進事業報告への一本化スタート

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p style="text-align: center;">山 形 県 健 康 診 査 実 施 要 領</p> <p>昭和62年 8月 5日制定 平成 元年12月27日一部改正 平成 3年 1月10日一部改正 平成 4年 6月25日一部改正 平成 6年10月17日一部改正 平成 7年12月15日一部改正 平成 9年 4月 1日一部改正 平成10年 1月21日一部改正 平成10年 4月 1日一部改正 平成12年 4月 1日一部改正 平成13年 4月 1日一部改正 平成14年 4月 1日一部改正 平成14年 7月 1日一部改正 平成15年 4月 1日一部改正 平成16年 4月 1日一部改正 平成17年 4月 1日一部改正 平成18年 4月 1日一部改正 平成19年 5月25日一部改正 平成20年 5月22日一部改正 平成21年12月 7日一部改正 平成24年11月 8日一部改正 平成25年 3月12日一部改正 平成25年 4月 1日一部改正 平成26年12月 9日一部改正 平成28年 4月 1日一部改正 平成29年 4月 1日一部改正</p>	<p style="text-align: center;">山 形 県 健 康 診 査 実 施 要 領</p> <p>昭和62年8月5日制定 平成元年12月27日一部改正 平成3年 1月10日一部改正 平成4年 6月25日一部改正 平成6年10月17日一部改正 平成7年12月15日一部改正 平成9年 4月 1日一部改正 平成10年 1月21日一部改正 平成10年 4月 1日一部改正 平成12年 4月 1日一部改正 平成13年 4月 1日一部改正 平成14年 4月 1日一部改正 平成14年 7月 1日一部改正 平成15年 4月 1日一部改正 平成16年 4月 1日一部改正 平成17年 4月 1日一部改正 平成18年 4月 1日一部改正 平成19年 5月25日一部改正 平成20年 5月22日一部改正 平成21年12月 7日一部改正 平成24年11月 8日一部改正 平成25年 3月12日一部改正 平成25年 4月 1日一部改正 平成26年12月 9日一部改正 平成28年 4月 1日一部改正 平成29年 4月 1日一部改正 平成30年 月 日一部改正</p>
<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）等に基づく特定健康診査（以下「特定健康診査」という。）並びに健康増進法に基づくがん検診（以下「がん検診」という。）の実施に当たつ</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）等に基づく特定健康診査（以下「特定健康診査」という。）並びに健康増進法に基づくがん検診（以下「がん検診」という。）の実施に当たつ</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

	見直し後(案)
<p>ては、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」(平成19年12月28日厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)、<u>「健康増進事業実施要領」</u>(平成20年3月31日健発第0331026号厚生労働省健康局長通知。<u>以下「厚生労働省実施要領」という。</u>)並びに「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知。以下「がん検診等実施指針」という。)<u>によるほか、この要領によるものとする。</u></p> <p>一 種類別実施内容等について</p> <p>1 特定健診</p> <p>特定健診は、実施基準や標準的な健診・保健指導プログラム等、国が定めるところにより実施するものとする。なお、検査項目の判定基準は別紙1のとおりとする。</p> <p>また、「<u>山形県糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防プログラム</u>」(平成29年12月20日健長第1197号健康福祉部長通知)による<u>糖尿病及び慢性腎臓病に関する受診勧奨値該当者について、保険者は連絡票及び精密検査回報書(別記様式第1号を参考とする。以下「回報書」という。)</u>を交付し、精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し保険者に通知する。</p> <p>2 胃がん検診</p> <p>(1) 対象者</p> <p>当該市町村の区域内に居住地を有する50歳以上の者を対象とする。</p> <p>ただし、胃部エックス線検査については、当分の間、40歳以上の者を対象としても差し支えない。</p> <p>(2) 検診内容</p> <p>ア 問診</p> <p>問診項目は別表5を参考にする。</p> <p>イ 胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとする。</p> <p>市町村は、胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査を併せて提供しても差し支えないが、この場合、受診者は、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかを選択することとする。</p> <p>(3) 検診間隔</p> <p>原則として同一人について2年に1回とする。ただし、当分の間、胃部エックス線検査については、年1回実施しても差し支えない。</p> <p>(4) 実施体制</p> <p>ア 胃部エックス線検査</p> <p>撮影体位及び方法は、日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。撮影枚数は最低7枚とする。</p> <p>イ 胃内視鏡検査を行う場合の実施体制については、日本消化器がん検診学会の胃内視鏡検査</p>	<p>は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」(平成19年12月28日厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)、<u>「健康増進事業実施要領」</u>(平成20年3月31日健発第0331026号厚生労働省健康局長通知。<u>以下「厚生労働省実施要領」という。</u>)並びに「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知。以下「がん検診等実施指針」という。)<u>によるほか、この要領によるものとする。</u></p> <p>一 種類別実施内容等について</p> <p>1 特定健診</p> <p>特定健診は、実施基準や標準的な健診・保健指導プログラム等、国が定めるところにより実施するものとする。なお、検査項目の判定基準は別紙1のとおりとする。</p> <p>また、「<u>山形県糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防プログラム</u>」(平成29年12月20日健長第1197号健康福祉部長通知)による<u>糖尿病及び慢性腎臓病に関する受診勧奨値該当者について、保険者は連絡票及び精密検査回報書(別記様式第1号を参考とする。以下「回報書」という。)</u>を交付し、精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し保険者に通知する。</p> <p>2 胃がん検診</p> <p>(1) 対象者</p> <p>当該市町村の区域内に居住地を有する50歳以上の者を対象とする。</p> <p>ただし、胃部エックス線検査については、当分の間、40歳以上の者を対象としても差し支えない。</p> <p>(2) 検診内容</p> <p>ア 問診</p> <p>問診項目は別表1を参考にする。</p> <p>イ 胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとする。</p> <p>市町村は、胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査を併せて提供しても差し支えないが、この場合、受診者は、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかを選択することとする。</p> <p>(3) 検診間隔</p> <p>原則として同一人について2年に1回とする。ただし、当分の間、胃部エックス線検査については、年1回実施しても差し支えない。</p> <p>(4) 実施体制</p> <p>ア 胃部エックス線検査</p> <p>撮影体位及び方法は、日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。撮影枚数は最低8枚とする。</p> <p>イ 胃内視鏡検査を行う場合の実施体制については、日本消化器がん検診学会の胃内視鏡検査</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>診マニュアルを参考に行うこと。</p> <p>(5) 指導区分 ア 異常なし イ 要精検：悪性の可能性のある食道、胃、十二指腸疾患 （なお活動性の胃潰瘍は良性として必要かつ十分な根拠がなければ要精検とする） ウ 精検不要：十二指腸潰瘍および潰瘍癒痕、十二指腸ポリープ、食道裂孔ヘルニア、胆石、腎結石、食道・胃・十二指腸・大腸憩室、腹部石灰化陰影、外部からの圧迫、十二指腸変形、ほぼ良性と判断できる胃潰瘍癒痕、胃ポリープや巨大レリーフ</p> <p>(6) 結果の通知等 ア 集団検診方式の場合 検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に胃がん検診結果報告書（受診者連名簿）（別記様式第2号を参考にする。以下、「連名簿」という。）により結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票（別記様式第3号を参考とする。以下、「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>イ 医療機関個別方式の場合 検診実施機関の長は、検診実施後2週間以内に結果を直接受診者に通知する。また、市町村長に対し、当該月実施分の結果を連名簿等により翌月15日までに通知する。</p> <p>(7) 精密検査結果の把握 ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書（別記様式第4号を参考にする。以下、「回報書」という。）を交付する。 イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。 (8) 胃がん予防に関する健康教育の実施 市町村長は、胃がん検診の実施にあわせて、胃がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。</p> <p>3 子宮がん検診 (1) 対象者 当該市町村の区域内に居住地を有する20歳以上の女性を対象とする。 (2) 検診内容 ア 問診 問診項目は別表6を参考とする。 イ 視診及び双合診 ウ 子宮頸部細胞診 エ 子宮体部細胞診（子宮内膜細胞診）</p>	<p>マニュアルを参考に行うこと。</p> <p>(5) 指導区分 ア 異常なし イ 要精検：悪性の可能性のある食道、胃、十二指腸疾患 （なお活動性の胃潰瘍は良性として必要かつ十分な根拠がなければ要精検とする） ウ 精検不要：十二指腸潰瘍および潰瘍癒痕、十二指腸ポリープ、食道裂孔ヘルニア、胆石、腎結石、食道・胃・十二指腸・大腸憩室、腹部石灰化陰影、外部からの圧迫、十二指腸変形、ほぼ良性と判断できる胃潰瘍癒痕、胃ポリープや巨大レリーフ</p> <p>(6) 結果の通知等 ア 集団検診方式の場合 検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に胃がん検診結果報告書（受診者連名簿）（別記様式第2号を参考にする。以下「連名簿」という。）により結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票（別記様式第3号を参考とする。以下、「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>イ 医療機関個別方式の場合 検診実施機関の長は、検診実施後2週間以内に結果を直接受診者に通知する。また、市町村長に対し、当該月実施分の結果を連名簿等により翌月15日までに通知する。</p> <p>(7) 精密検査結果の把握 ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書（別記様式第3号を参考にする。以下「回報書」という。）を交付する。 イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。 (8) 胃がん予防に関する健康教育の実施 市町村長は、胃がん検診の実施にあわせて、胃がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。</p> <p>3 子宮がん検診 (1) 対象者 当該市町村の区域内に居住地を有する20歳以上の女性を対象とする。 (2) 検診内容 ア 問診 問診項目は別表2を参考とする。 イ 視診及び双合診 ウ 子宮頸部細胞診 エ 子宮体部細胞診（子宮内膜細胞診）</p>

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>問診の結果、最近6か月以内に、</p> <p>①不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後の出血等）</p> <p>②月経異常（過多月経、不規則月経等）</p> <p>③褐色帯下</p> <p>のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、第一選択として、十分な安全管理のもとで多様な検査を実施することができる医療機関の受診を推奨する。ただし、子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）を実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸部がん検診に併せて引き続き子宮体部の細胞診を行う。</p> <p>(3) 検診間隔</p> <p>原則として同一人につき2年に1回検診を実施する。なお、<u>検診体制が整備され、実施可能な場合については年1回検診を実施することが望ましい。</u></p> <p>(4) 判定及び指導区分</p> <p>検診結果の判定及び指導区分は別表7及び別表8により行う。</p> <p>(5) 結果の通知等</p> <p>ア 集団検診方式の場合</p> <p>検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に子宮がん検診票（別記様式第5号を参考にする。以下、「検診票」という。）等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票（別記様式第6号を参考にする。以下、「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>イ 医療機関個別方式の場合</p> <p>検診実施機関の長は、検診実施後2週間以内に、結果を直接受診者に通知する。また、市町村長に対し、当該月実施分の結果を検診票等により翌月15日までに通知する。</p> <p>(6) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書（別記様式第7号を参考にする。以下、「回報書」という。）を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>(7) 子宮がん予防に関する健康教育・保健指導の実施</p> <p>市町村長は、子宮がん検診の実施にあわせて、必要に応じ、教育関係者や母子保健担当者とも連携を図りながら、子宮がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。</p> <p>なお、エストロゲン単独投与を受けたことがある者等、子宮がんのハイリスク者と考えられる者に対しては、子宮体がんに罹患する可能性が高いことを説明した上で、今後不正出血等の臨床症状を認めた場合にはすみやかに専門の医療機関を受診するよう指導するものとする。</p> <p>4 肺がん検診</p>	<p>問診の結果、最近6か月以内に、</p> <p>①不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後の出血等）</p> <p>②月経異常（過多月経、不規則月経等）</p> <p>③褐色帯下</p> <p>のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、第一選択として、十分な安全管理のもとで多様な検査を実施することができる医療機関の受診を推奨する。ただし、子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）を実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸部がん検診に併せて引き続き子宮体部の細胞診を行う。</p> <p>(3) 検診間隔</p> <p>原則として同一人につき2年に1回検診を実施する。なお、<u>検診体制が整備され、実施可能な場合については年1回検診を実施することができる。</u></p> <p>(4) 判定及び指導区分</p> <p>検診結果の判定及び指導区分は別表3及び別表4により行う。</p> <p>(5) 結果の通知等</p> <p>ア 集団検診方式の場合</p> <p>検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に子宮がん検診票（別記様式第4号を参考にする。以下「検診票」という。）等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票（別記様式第5号を参考にする。以下「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>イ 医療機関個別方式の場合</p> <p>検診実施機関の長は、検診実施後2週間以内に、結果を直接受診者に通知する。また、市町村長に対し、当該月実施分の結果を検診票等により翌月15日までに通知する。</p> <p>(6) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書（別記様式第5号を参考にする。以下「回報書」という。）を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>(7) 子宮がん予防に関する健康教育・保健指導の実施</p> <p>市町村長は、子宮がん検診の実施にあわせて、必要に応じ、教育関係者や母子保健担当者とも連携を図りながら、子宮がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。</p> <p>なお、エストロゲン単独投与を受けたことがある者等、子宮がんのハイリスク者と考えられる者に対しては、子宮体がんに罹患する可能性が高いことを説明した上で、今後不正出血等の臨床症状を認めた場合にはすみやかに専門の医療機関を受診するよう指導するものとする。</p> <p>4 肺がん検診</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>(1) 対象者 当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。</p> <p>(2) 検診内容 ア 質問 質問項目は、<u>別表9</u>を参考とする。 イ 胸部エックス線写真の読影 胸部エックス線写真を用い、次の方法により二重読影及び比較読影を行う。 ただし、間接写真は100ミリミラーカメラを用い、定格出力150kV以上の撮影装置を用いて120kV以上の管電圧で撮影されたもの、及び定格出力125kV以上の撮影装置を用い、110kV以上管電圧により、希土類蛍光板を用いて撮影されたものを望ましい。</p> <p>(ア) 二重読影 十分な経験を有する2名以上の医師が読影する。読影結果の判定は<u>別表10</u>によって行 い、判定区分の「d」及び「e」に該当するものについて比較読影を行う。</p> <p>(イ) 比較読影 過去に撮影した胸部エックス線写真と比較しながら読影する。読影結果の判定は<u>別表10</u>によって行う。</p> <p>ウ 喀痰細胞診 (ア) 対象者 質問の結果、原則として50歳以上で喫煙指数(1日の本数×年数)600以上の者(過去における喫煙者を含む)。</p> <p>(イ) 検査方法 喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3日の連続採痰又は蓄痰とし、ホモジナイズ法又は直接塗抹法で処理し、パパニコロウ染色した標本を顕微鏡下で観察する。結果の判定は、<u>別表11</u>によって行う。</p> <p>(3) 指導区分 質問、胸部エックス線写真の読影及び喀痰細胞診の結果を総合的に判断し、「肺がん疑い要精 検」、「結核等疑い要精検」及び「精検不要」に区分する。 ア 「肺がん疑い要精検」及び「結核等疑い要精検」とされた者については、精密検査の可能な医療機関で早期受診するよう指導する。 イ 要精検以外の者は「精検不要」に区分し、経過観察あるいは定期検診の受診勧奨を行うとともに、喀痰細胞診検査を実施した者については、禁煙等日常生活上の指導を行う。</p> <p>(4) 結果の通知等 検診実施機関の長は、<u>検診実施後30日以内</u>に肺がん検診結果報告書(受診者連名簿)(別</p>	<p>(1) 対象者 当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。</p> <p>(2) 検診内容 ア 質問 質問項目は、<u>別表5</u>を参考とする。 イ 胸部エックス線写真の読影 胸部エックス線写真を用い、次の方法により二重読影及び比較読影を行う。 ただし、間接写真は100ミリミラーカメラを用い、定格出力150kV以上の撮影装置を用いて120kV以上の管電圧で撮影されたもの、及び定格出力125kV以上の撮影装置を用い、110kV以上管電圧により、希土類蛍光板を用いて撮影されたものを望ましい。</p> <p>(ア) 二重読影 十分な経験を有する2名以上の医師が読影する。読影結果の判定は<u>別表6</u>によって行い、判定区分の「d」及び「e」に該当するものについて比較読影を行う。</p> <p>(イ) 比較読影 過去に撮影した胸部エックス線写真と比較しながら読影する。読影結果の判定は<u>別表6</u>によって行う。</p> <p>ウ 喀痰細胞診 (ア) 対象者 質問の結果、原則として50歳以上で喫煙指数(1日の本数×年数)600以上の者(過去における喫煙者を含む)。</p> <p>(イ) 検査方法 喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3日の連続採痰又は蓄痰とし、ホモジナイズ法又は直接塗抹法で処理し、パパニコロウ染色した標本を顕微鏡下で観察する。結果の判定は、<u>別表7</u>によって行う。</p> <p>(3) 指導区分 質問、胸部エックス線写真の読影及び喀痰細胞診の結果を総合的に判断し、「肺がん疑い要精 検」、「結核等疑い要精検」及び「精検不要」に区分する。 ア 「肺がん疑い要精検」及び「結核等疑い要精検」とされた者については、精密検査の可能な医療機関で早期受診するよう指導する。 イ 要精検以外の者は「精検不要」に区分し、経過観察あるいは定期検診の受診勧奨を行うとともに、喀痰細胞診検査を実施した者については、禁煙等日常生活上の指導を行う。</p> <p>(4) 結果の通知等 検診実施機関の長は、<u>検診実施後28日以内</u>に肺がん検診結果報告書(受診者連名簿)(別</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>記様式第8号を参考に(する。))により市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票(別記様式第9号を参考に(する。))以下、「連絡票」という。)を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>(5) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、「肺がん疑い要精検」とされた者に対し連絡票及び精密検査回報書(別記様式第10号を参考に(する。))以下、「回報書」という。)を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>ウ 市町村長は、「結核等疑い要精検」とされた者についても、受診状況や精検結果等を把握するものとする。</p> <p>(6) 肺がん予防に関する健康教育の実施</p> <p>市町村長は、肺がん検診の実施にあわせて、肺がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。</p> <p>5 乳がん検診</p> <p>(1) 対象者</p> <p>当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の女性を対象とする。</p> <p>(2) 検診内容</p> <p>ア 問診</p> <p>問診項目は、別表12を参考とする。</p> <p>イ 乳房エックス線検査(マンモグラフィをいう。以下同じ。)</p> <p>40歳以上50歳未満の対象者については、原則として内外斜位方向及び頭尾方向撮影の2方向撮影を実施する。ただし、地域の実施体制等により、実施が困難な場合は、段階的な実施に努めることとする。</p> <p>50歳以上の対象者については、内外斜位方向撮影を実施する。</p> <p>ウ 視診及び触診(以下「視触診」という。)</p> <p>推奨しないが、仮に実施する場合は、マンモグラフィと併せて実施すること。</p> <p>(3) 検診間隔</p> <p>原則として同一人につき2年に1回検診を実施する。</p> <p>(4) 指導区分</p> <p>乳がん検診の結果は、問診、マンモグラフィ及び視触診の結果により、「異常認めず」及び「要精検」に区分する。「要精検」と判断する場合は、マンモグラフィ又は視触診のいずれかが該当する場合に判定する。</p> <p>(5) 結果の通知等</p> <p>検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に乳がん検診票(別記様式第11号を参考に(する。))</p>	<p>記様式第6号を参考に(する。))により市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票(別記様式第7号を参考に(する。))以下、「連絡票」という。)を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>(5) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、「肺がん疑い要精検」とされた者に対し連絡票及び精密検査回報書(別記様式第7号を参考に(する。))以下、「回報書」という。)を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>ウ 市町村長は、「結核等疑い要精検」とされた者についても、受診状況や精検結果等を把握するものとする。</p> <p>(6) 肺がん予防に関する健康教育の実施</p> <p>市町村長は、肺がん検診の実施にあわせて、肺がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。</p> <p>5 乳がん検診</p> <p>(1) 対象者</p> <p>当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の女性を対象とする。</p> <p>(2) 検診内容</p> <p>ア 問診</p> <p>問診項目は、別表8を参考とする。</p> <p>イ 乳房エックス線検査(マンモグラフィをいう。以下同じ。)</p> <p>40歳以上50歳未満の対象者については、原則として内外斜位方向及び頭尾方向撮影の2方向撮影を実施する。ただし、地域の実施体制等により、実施が困難な場合は、段階的な実施に努めることとする。</p> <p>50歳以上の対象者については、内外斜位方向撮影を実施する。</p> <p>ウ 視診及び触診(以下「視触診」という。)</p> <p>推奨しないが、仮に実施する場合は、マンモグラフィと併せて実施すること。</p> <p>(3) 検診間隔</p> <p>原則として同一人につき2年に1回検診を実施する。</p> <p>(4) 指導区分</p> <p>乳がん検診の結果は、問診、マンモグラフィ及び視触診の結果により、「異常認めず」及び「要精検」に区分する。「要精検」と判断する場合は、マンモグラフィ又は視触診のいずれかが該当する場合に判定する。</p> <p>(5) 結果の通知等</p> <p>検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に乳がん検診票(別記様式第8号を参考に(する。))</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>る。以下、「<u>検診票</u>」という。)等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票(別記様式第12号)を参考にする。以下、「<u>連絡票</u>」という。)を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>(6) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、要精検者に対し<u>連絡票及び精密検査回報書</u>(別記様式第13号)を参考にする。以下、「<u>回報書</u>」)を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>(7) 乳がん予防に関する健康教育の実施</p> <p>市町村長は、乳がん検診の実施にあわせて、乳がんの1次予防や乳がんの自己検診法に関する健康教育を行うものとする。</p> <p>6 大腸がん検診</p> <p>(1) 対象者</p> <p>当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。</p> <p>(2) 検診内容</p> <p>ア 問診</p> <p>問診項目は、<u>別表13</u>を参考とする。</p> <p>イ 便潜血検査</p> <p>免疫便潜血検査2日法とする。</p> <p>(3) 指導区分</p> <p>大腸がん検診の結果は、問診結果を参考に免疫便潜血検査結果により「便潜血陰性」及び「要精検」に区分する。</p> <p>(4) 結果の通知等</p> <p>検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に大腸がん検診票(別記様式第14号)を参考にする。以下、「<u>検診票</u>」という。)等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票(別記様式第15号)を参考にする。以下、「<u>連絡票</u>」)を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>(5) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、要精検者に対し<u>連絡票及び精密検査回報書</u>(別記様式第16号)を参考にする。以下、「<u>回報書</u>」)を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>(6) 大腸がん予防に関する健康教育の実施</p> <p>市町村長は、大腸がん検診の実施にあわせて、大腸がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。</p>	<p>等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票(別記様式第9号)を参考にする。以下「<u>連絡票</u>」という。)を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>(6) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、要精検者に対し<u>連絡票及び精密検査回報書</u>(別記様式第9号)を参考にする。以下「<u>回報書</u>」)を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>(7) 乳がん予防に関する健康教育の実施</p> <p>市町村長は、乳がん検診の実施にあわせて、乳がんの1次予防や乳がんの自己検診法に関する健康教育を行うものとする。</p> <p>6 大腸がん検診</p> <p>(1) 対象者</p> <p>当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。</p> <p>(2) 検診内容</p> <p>ア 問診</p> <p>問診項目は、<u>別表9</u>を参考とする。</p> <p>イ 便潜血検査</p> <p>免疫便潜血検査2日法とする。</p> <p>(3) 指導区分</p> <p>大腸がん検診の結果は、問診結果を参考に免疫便潜血検査結果により「便潜血陰性」及び「要精検」に区分する。</p> <p>(4) 結果の通知等</p> <p>検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に大腸がん検診票(別記様式第10号)を参考にする。以下「<u>検診票</u>」という。)等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票(別記様式第11号)を参考にする。以下「<u>連絡票</u>」)を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>(5) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、要精検者に対し<u>連絡票及び精密検査回報書</u>(別記様式第11号)を参考にする。以下「<u>回報書</u>」)を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>(6) 大腸がん予防に関する健康教育の実施</p> <p>市町村長は、大腸がん検診の実施にあわせて、大腸がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>7 総合がん検診</p> <p>(1) 対象者 当該市町村の区域内に居住地を有する40歳及び50歳の者を対象とする。</p> <p>(2) 実施方法 2から6までの全てのがん検診を同時に実施するものであり、原則として同時実施が可能な検診実施機関において実施するものとする。</p> <p>(3) 検診内容 2から6までに規定する検診内容とする。ただし、肺がん検診における胸部エックス線検査については、検診実施機関で直接撮影により撮影された胸部エックス線写真を用いるものとする。</p> <p>(4) その他 「指導区分」、「結果の通知等」及び「精密検査結果の把握」等については2から6に定めるところに準じて実施するものとする。</p> <p>二 実施手続きについて 特定健診は国が定めるところによるものとし、がん検診については次のとおりとする。</p> <p>1 がん検診の実施機関について 市町村長は、がん検診を委託する場合には、次に掲げる要件を満たす検診実施機関を選定するものとする。</p> <p>(1) がん検診等実施指針及びこの要領の定めるところによるがん検診の実施体制が整備されていること。</p> <p>(2) 肺がん検診及び乳がん検診を実施する場合は、肺がん検診にあつては読影医師、乳がん検診にあつては担当医師が山形県生活習慣病検診等管理指導協議会（以下、「管理指導協議会」という。）の肺がん部会及び乳がん部会に届出がなされていること。</p> <p>(3) 山形県及び管理指導協議会の求めに応じ、検診精度を管理するうえで必要な資料の提出及び調査等に協力できること。</p> <p>2 実施計画の策定について がん検診が計画的かつ能率的に行われるよう、次により実施計画を策定するものとする。</p> <p>(1) 検診車による検診の場合 ア 市町村長は、翌年度の年間検診実施計画（別記様式第17号）を策定し、11月末日まで保健所長及び検診実施機関にそれぞれ1部提出する。 イ 検診実施機関の長は、前項により提出のあった年間検診実施計画に基づき、市町村長と協</p>	<p>7 総合がん検診</p> <p>(1) 対象者 当該市町村の区域内に居住地を有する者を対象とし、節目検診として実施する。</p> <p>(2) 実施方法 2から6までの全てのがん検診を同時に実施するものであり、原則として同時実施が可能な検診実施機関において実施するものとする。</p> <p>(3) 検診内容 2から6までに規定する検診内容とする。ただし、肺がん検診における胸部エックス線検査については、検診実施機関で直接撮影により撮影された胸部エックス線写真を用いるものとする。</p> <p>(4) その他 「指導区分」、「結果の通知等」及び「精密検査結果の把握」等については2から6に定めるところに準じて実施するものとする。</p> <p>二 実施手続きについて 特定健診は国が定めるところによるものとし、がん検診については次のとおりとする。</p> <p>1 がん検診の実施機関について 市町村長は、がん検診を委託する場合には、次に掲げる要件を満たす検診実施機関を選定するものとする。</p> <p>(1) がん検診等実施指針及びこの要領の定めるところによるがん検診の実施体制が整備されていること。</p> <p>(2) 山形県及び管理指導協議会の求めに応じ、検診精度を管理するうえで必要な資料の提出及び調査等に協力できること。</p> <p>2 実施計画の策定について がん検診が計画的かつ能率的に行われるよう、次により実施計画を策定するものとする。</p> <p>(1) 市町村長は、翌年度の年間検診実施計画（別記様式第12号）を策定し、11月末日まで検診実施機関に提出する。 (2) 検診実施機関の長は、前項により提出のあった年間検診実施計画に基づき、市町村長と協議</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>議のうえ総合的に検討を加え市町村別検診計画を策定し、翌年の1月末日まで市町村長、保健所長及び山形県医師会長に提出する。</p> <p>なお、市町村別検診計画を策定するにあたって、必要に応じ保健所の指導調整を得るものとする。</p> <p>ウ 保健所長は、市町村間の不均衡が生じないよう、関係機関と連携を密にして指導調整を図る。</p> <p>(2) 施設による検診の場合</p> <p>市町村長は、<u>検診実施機関と協議のうえ、検診実施計画を策定し保健所長に提出する。</u></p> <p>三 報告について</p> <p>1 市町村長は、がん検診について毎年7月20日までにがん検診実施成績表（別記様式第18号。以下、「成績表」という。）2部を保健所長に提出するものとする。</p> <p>2 保健所長は、前項の成績表をとりまとめるうえ毎年8月10日まで山形県健康福祉部健康長寿推進課長（以下、「健康長寿推進課長」という）に提出するものとする。</p> <p>3 県健康長寿推進課長は、医療保険者に対し、特定健康診査実施成績表について別途提出を依頼する。</p>	<p>のうえ総合的に検討を加え市町村別検診計画を策定し、翌年の1月末日まで市町村長、保健所長及び山形県医師会長に提出する。</p> <p>なお、市町村別検診計画を策定するにあたって、必要に応じ保健所の指導調整を得るものとする。</p> <p>(3) 保健所長は、市町村間の不均衡が生じないよう、<u>必要に応じ、関係機関と連携を密にして指導調整を図る。</u></p> <p>三 報告について</p> <p>1 市町村長は、がん検診について毎年7月20日までにがん検診実施成績表（別記様式第13号。以下、「成績表」という。）2部を保健所長に提出するものとする。</p> <p>2 保健所長は、前項の成績表をとりまとめるうえ毎年8月10日まで山形県健康福祉部健康長寿推進課長（以下「健康長寿推進課長」という）に提出するものとする。</p> <p>3 県健康長寿推進課長は、医療保険者に対し、特定健康診査実施成績表について別途提出を依頼する。</p>
<p>様 式 等 目 次</p>	<p>様 式 等 目 次</p>
<p>特定健康診査判定基準 別紙1 10ページ</p> <p>心電図判定基準 (別紙) 11</p> <p>眼底検査判定基準 (別紙) 13</p> <p>胃がん検診問診項目 別表5 14</p> <p>胃がん検診結果報告書 (受診者連名簿) 様式第2号 15</p> <p>胃がん検診結果連絡票 様式第3号 16</p> <p>胃がん検診精密検査回報書 様式第4号 17</p> <p>子宮がん検診問診項目 別表6 18</p> <p>子宮がん検診結果の判定について 別表7 19</p> <p>子宮がん検診における細胞診判定区分 別表8 20</p> <p>子宮がん検診票 様式第5号 21</p> <p>子宮検診結果連絡票 様式第6号 22</p> <p>子宮がん検診精密検査回報書 様式第7号 23</p>	<p>特定健康診査判定基準 別紙1 8ページ</p> <p>心電図判定基準 (別紙) 9</p> <p>眼底検査判定基準 (別紙) 11</p> <p>糖尿病・慢性腎臓病健診結果連絡票・回報書 様式第1号 12</p> <p>胃がん検診問診項目 別表1 13</p> <p>胃がん検診結果報告書 (受診者連名簿) 様式第2号 14</p> <p>胃がん検診結果連絡票・回報書 様式第3号 15</p> <p>子宮がん検診問診項目 別表2 16</p> <p>子宮がん検診結果の判定について 別表3 17</p> <p>子宮がん検診における細胞診判定区分 別表4 18</p> <p>子宮がん検診票 様式第4号 19</p> <p>子宮検診結果連絡票・回報書 様式第5号 20</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
肺がん検診質問項目 別表9 24	肺がん検診質問項目 別表5 21
肺癌検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分 別表10 . . . 25	肺癌検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分 別表6 . . . 22
集団検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分 別表11 . . . 26	集団検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分 別表7 . . . 23
肺がん検診結果報告書 (受診者連名簿) 様式第8号 27	肺がん検診結果報告書 (受診者連名簿) 様式第6号 24
肺がん検診結果連絡票 様式第9号 28	肺がん検診結果連絡票・回報書 様式第7号 25
肺がん検診精密検査回報書 様式第10号 29	
乳がん検診質問項目 別表12 30	乳がん検診質問項目 別表8 26
乳がん検診票 様式第11号 31	乳がん検診票 様式第8号 27
乳がん検診結果連絡票 様式第12号 33	乳がん検診結果連絡票・回報書 様式第9号 29
乳がん検診精密検査回報書 様式第13号 34	
大腸がん検診質問項目 別表13 35	大腸がん検診質問項目 別表9 30
大腸がん検診結果報告書 (受診者連名簿) 様式第14号 36	大腸がん検診結果報告書 (受診者連名簿) 様式第10号 31
大腸がん検診結果連絡票 様式第15号 37	大腸がん検診結果連絡票・回報書 様式第11号 32
大腸がん精密検査回報書 様式第16号 38	
年間検診実施計画 様式第17号 39	年間検診実施計画 様式第12号 33
がん検診実施成績表 様式第18号 40	がん検診実施成績表 様式第13号 34
胃がん検診 別紙1 41	胃がん検診 別紙1 35
子宮がん検診 別紙2、3 42	子宮がん検診 別紙2、3 36
肺がん検診 別紙4、5 44	肺がん検診 別紙4、5 38
乳がん検診 別紙6 46	乳がん検診 別紙6 40
大腸がん検診 別紙7 47	大腸がん検診 別紙7 41

(旧)

様式第3号

秘

平成 年 月 日

胃がん検診結果連絡票

主治医 殿

市 町 村

検診実施機関

胃がん検診の結果、次の者が精密検査の必要ありとされましたので、精密検査を実施くださり、その結果を御回報くださるようお願いいたします。

検診区分	検診車・医療機関	検診年月日	平成 年 月 日
氏名		レ線番号	NO
チェックフィルム	NO 1.2.3.4.5.6.7.		
※位置を図示する		精密検査 指示項目	
		チェックし た異常所見	
		読 影 委員会名	

注) 連絡票の交付に当たっては、受診者本人にその内容が知れないように留意するものとする。

<p>郵便はがき</p> <p style="text-align: center;"> <input style="width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;" type="text"/> </p> <p style="text-align: center;">市町 成村 人病予防担当係 殿</p> <p style="margin-top: 20px;"> <input style="width: 60px; height: 30px; margin-right: 5px;" type="text"/> 医療機関住所 医師名称 </p>	<p style="text-align: center;">精密検査回報書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">市町村名</td> <td style="width: 20%;">実施機関名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一次検診</td> <td>検診区分</td> <td>検診車・医療機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施月日</td> <td>年月日</td> <td>レ線番号</td> </tr> <tr> <td>精密検査実施年月日</td> <td>平成</td> <td>年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>精密検査実施項目</td> <td colspan="3">診断内容(診断名)</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px; vertical-align: top;"> 内視鏡 X線直接撮影 生検 その他 () ヘリコバクター・ ピロリについて </td> <td colspan="3" style="vertical-align: top;"> 除菌を受けたこと 除菌の結果 有・無 成・否・不 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 患者への指示、及び 市町村への連絡事項 </td> <td colspan="3" style="vertical-align: top;"> 1 要治療 2 さらに精検が必要 3 経過観察(カ月後) 4 その他 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">担当医師名</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	市町村名	実施機関名			一次検診	検診区分	検診車・医療機関		実施月日	年月日	レ線番号	精密検査実施年月日	平成	年月日		精密検査実施項目	診断内容(診断名)			内視鏡 X線直接撮影 生検 その他 () ヘリコバクター・ ピロリについて	除菌を受けたこと 除菌の結果 有・無 成・否・不			患者への指示、及び 市町村への連絡事項	1 要治療 2 さらに精検が必要 3 経過観察(カ月後) 4 その他			担当医師名			
市町村名	実施機関名																															
一次検診	検診区分	検診車・医療機関																														
	実施月日	年月日	レ線番号																													
精密検査実施年月日	平成	年月日																														
精密検査実施項目	診断内容(診断名)																															
内視鏡 X線直接撮影 生検 その他 () ヘリコバクター・ ピロリについて	除菌を受けたこと 除菌の結果 有・無 成・否・不																															
患者への指示、及び 市町村への連絡事項	1 要治療 2 さらに精検が必要 3 経過観察(カ月後) 4 その他																															
担当医師名																																

※ 項目の追加は市町村・検診機関の自由とする。

(新)

様式第3号

年 月 日

胃がん検診精密検査回報書

胃がん検診結果連絡票

主治医 殿

市 町 村
検診実施機関

胃がん検診の結果、次の者が精密検査の必要ありとされまされたの
で、精密検査を実施くださり、その結果を御回報くださるようお願い
いたします。

検診区分	検診車・医療機関	検診年月日	年 月 日
氏名		レ線番号	No.
チェック ファイルム	No.1.2.3.4.5.6.7.	精密検査 指示項目	
※位置を図示する		チェックし た異常所見	
		読 影 委員会名	

市町村名	実施機関名		
一次検診	検診区分	検診車・医療機関	
	実施月日	年 月 日	レ線番号
精密検査実施年月日	年 月 日	年 月 日	
精密検査実施項目	診断内容 (診断名)		
内視鏡 X線直接撮影 生検 その他 ()	除菌を受けたこと 有・無	除菌の結果 成・否・不明	
へリコバクター・ ピロリについて	1 要治療 2 さらに精検が必要 3 経過観察 (カ月後) 4 その他		
患者への指示、及び 市町村への連絡事項			
担当医師名			

※ 項目の追加は市町村・検診機関の自由とする。

(旧)

様式第 15 号

平成 年 月 日

秘

大腸がん検診結果連絡票

主治医 殿

市 町 村
検診実施機関

大腸がん検診の結果、次の者が精密検査の必要ありとされましたので、精密検査を実施くださり、その結果を御回報くださるようお願い致します。

検診年月日	平成 年 月 日	検診番号	
氏 名		住 所	
一次検診結果	1 日目	+ ・ - ・ 不能	
(免疫便潜血)	2 日目	+ ・ - ・ 不能	

注) 連絡票の交付に当たっては、受診者本人にその内容が知れないよう留意するものとする。

(新)

様式第11号

年 月 日

大腸がん検診精密検査回報書

大腸がん検診結果連絡票

主治医 殿

市 町 村
検診実施機関

大腸がん検診の結果、次の者が精密検査の必要ありとされましたので、精密検査を実施くださり、その結果を御回報くださるようお願い致します。

検診年月日	年 月 日	検診番号			
氏 名	住 所	1 日目			
		2 日目			
一次検診結果	+	・	-	・	不能
(免疫便潜血)	+	・	-	・	不能

市町村名	年 月 日
一次検診年月日	年 月 日
検診番号	No.
精密検査年月日	年 月 日
精密検査項目	全大腸内視鏡検査 S 状結腸内視鏡検査 注腸 X 線検査 その他 ()
[精検結果]	診断名 (指示項目) 1 異常なし 2 経過観察 (カ月後) 3 要治療 (入院、外来) 4 その他 ()
担当医師名	